

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年3月28日(2023.3.28)

【公開番号】特開2022-159531(P2022-159531A)

【公開日】令和4年10月17日(2022.10.17)

【年通号数】公開公報(特許)2022-190

【出願番号】特願2022-131271(P2022-131271)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 B

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】令和5年3月17日(2023.3.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者の操作によって発射され、所定の誘導通路部を経由した遊技球が流下可能な遊技領域を有する遊技盤を具備し、前記遊技領域に設けられる特定受入口に遊技球が入球することで所定の遊技利益を付与する遊技機において、

前記遊技盤に形成される所定領域に設けられる所定部材と、

前記所定部材と一体化されて設けられ、遊技球が通過可能な通路を形成する遊技球通路部と、を備え、

前記遊技球通路部は、

遊技球が流下可能な第1通路と、

前記第1通路と略並行に設けられ、遊技球が流下可能な第2通路と、

前記第1通路と前記第2通路との間に設けられる中間壁と、を有し、

前記中間壁は所定幅を有し、該所定幅は、前記第1通路および前記第2通路の通路幅の何れよりも狭く形成され、発射された遊技球を前記第1通路と前記第2通路とに分けるものであり、

さらに、前記中間壁の先端部分を保護しうる保護部を具備し、

前記保護部への接触が可能なように発射された遊技球は、前記第1通路および前記第2通路の一方を必ず通過するようになっており、

さらに、前記遊技球通路部の外側方向の遊技領域及び該遊技球通路部と前記遊技盤の中央との間の遊技領域には、該遊技球通路部とは別の、遊技球が通過可能な通路が形成されることなく、

前記遊技球通路部と前記遊技盤の中央との間には、所定の演出部が形成されるように構成されている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

40

50

【補正の内容】

【0002】

従来より、遊技領域として、比較的弱い発射力で発射された（打ち込まれた）遊技球が流下する第1遊技領域（左打ち領域）と、比較的強い発射力で発射された（打ち込まれた）遊技球が流下する第2遊技領域（右打ち領域）が設けられ、遊技者操作により遊技球の発射力を変化させ、遊技球が流下する遊技領域を相違させて遊技進行させる遊技機が提案されている（例えば、特許文献1参照）。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

10

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

【特許文献1】特開2011-30943号公報

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

しかしながら、従来のような遊技機では、遊技球の流下態様に新鮮さが無く、遊技興趣の低下を招く虞があった。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

30

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、このような事情に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、遊技興趣の低下を抑制することができる遊技機を提供することにある。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

40

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、

遊技者の操作によって発射され、所定の誘導通路部を経由した遊技球が流下可能な遊技領域を有する遊技盤を具備し、前記遊技領域に設けられる特定受入口に遊技球が入球することで所定の遊技利益を付与する遊技機において、

前記遊技盤に形成される所定領域に設けられる所定部材と、

前記所定部材と一体化されて設けられ、遊技球が通過可能な通路を形成する遊技球通路部と、を備え、

前記遊技球通路部は、

遊技球が流下可能な第1通路と、

前記第1通路と略並行に設けられ、遊技球が流下可能な第2通路と、

前記第1通路と前記第2通路との間に設けられる中間壁と、を有し、

前記中間壁は所定幅を有し、該所定幅は、前記第1通路および前記第2通路の通路幅の何れよりも狭く形成され、発射された遊技球を前記第1通路と前記第2通路とに分けるものであり、

50

さらに、前記中間壁の先端部分を保護しうる保護部を具備し、
前記保護部への接触が可能なように発射された遊技球は、前記第1通路および前記第2
通路の一方を必ず通過するようになっており、

さらに、前記遊技球通路部の外側方向の遊技領域及び該遊技球通路部と前記遊技盤の中央との間の遊技領域には、該遊技球通路部とは別の、遊技球が通過可能な通路が形成されることはなく、

前記遊技球通路部と前記遊技盤の中央との間には、所定の演出部が形成されるように構成されている

ことを特徴とする。

また、本発明とは別の発明として以下の手段を参考的に開示する。

10

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

本発明の遊技機においては、遊技興趣の低下を抑制することができる。

20

30

40

50